

# 定 款

(2026年6月29日改正)

エスクリプトエナジー株式会社

## 第1章 総則

### 第1条（商号）

当社は、エスクリプトエナジー株式会社と称し、英文名を S C r y p t o E n e r g y I n c. とする。

### 第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 暗号資産の投資および運用
2. 暗号資産に関連・付帯する業務全般
3. デジタル資産（暗号資産を含む）を用いたトレジャリー運用に関するコンサルティング、助言およびアドバイザリー業務
4. 暗号資産のマイニング（採掘）およびブロックチェーン技術を利用した計算処理ならびにこれらに関連するインフラ設備の構築、運営および管理に関する事業
5. 貸金業およびその斡旋
6. 有価証券の投資および運用
7. 金融全般ならびに営業に関わるコンサルタント業
8. 特定目的会社、特別目的会社および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理（海外での事業を含む）
9. 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務
10. 再生可能エネルギー等を利用した発電ならびに電気の供給事業および再生可能エネルギー等を有効利用した事業に関するコンサルタント業務
11. 再生可能エネルギー発電設備およびシステム、蓄電設備、その関連商品の設計、施工、仕入れ、販売、賃貸、リース、管理および保守
12. 再生可能エネルギーによる発電システムならびにその設備の企画、製造、販売、輸出入、仲介およびコンサルタント業務
13. 電力の購入および販売業務
14. AI（人工知能）向け計算処理に係るデータセンターの企画、設置、運営、管理および保守事業
15. ニッケル、コバルトおよびその他の金属の製造ならびに販売
16. ニッケル、コバルトおよびその他の金属の塩類ならびに化合物の製造および販売
17. 銅、アルミ、チタン、亜鉛等の仕入販売
18. 不動産の売買、賃貸、その仲介および鑑定ならびに不動産に関するコンサルタント業
19. 前各号に付帯する一切の業務

### 第3条（本店および支店の所在地）

当社は、本店を東京都中央区におき、必要に応じ、取締役会の決議をもって必要の地に工場ならびに営業所を置くことができる。

### 第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査等委員会
- （3）会計監査人

### 第5条（公告方法）

当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、7億株とする。

### 第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

### 第8条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4）次条に定める請求をする権利

### 第9条（単元未満株式の買増請求）

当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式となる数の株式を買増請求することができる。

#### 第10条（株主名簿管理人）

当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

#### 第11条（株式取扱規程）

当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取り扱いは、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

#### 第12条（基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項のほか、2週間前に公告して、臨時に、基準日を定めることができる。

2. 前項に定めるほか、必要がある時は、取締役会は、あらかじめ公告して、これと異なる日現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。

#### 第13条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

### 第3章 株主総会

#### 第14条（株主総会の招集）

定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある時に随時招集する。

#### 第15条（招集権者および議長）

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がこれを招集し議長となる。

2. 前項の取締役に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第16条（株主総会の決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の

過半数をもって行う。会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第17条（議決権の代理行使）

株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権の行使を委任することができる。株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第18条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役および取締役会

#### 第19条（取締役の数）

当会社の取締役は、12名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

#### 第20条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が株主総会に出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

#### 第21条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2. 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとする。

#### 第22条（取締役の解任方法）

取締役は、株主総会の決議によって解任することができる。

2. 前項の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出

席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第23条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役は2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

#### 第24条（取締役会）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第25条（代表取締役）

当会社を代表すべき取締役を取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

#### 第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して株主総会の決議によって定める。

#### 第27条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

#### 第28条（監査等委員会の招集等）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

2. 監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた取締役が議長と

なる。

3. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

#### 第29条（監査等委員会に関する事項）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

#### 第30条（監査等委員会の議事）

監査等委員会の議事については、開催日および場所、議事の経過の要領およびその他の結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する監査等委員の氏名等その他会社法施行規則に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名をし、監査等委員会の日から、法令に定める期間、本店に備え置く。

## 第6章 会計監査人

#### 第31条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任に関する議案内容の決定は、監査等委員会が行う。
3. 取締役会は、前項の決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する。

#### 第32条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### 第33条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得た上で、取締役会に諮り決定する。

#### 第34条（会計監査人の責任免除）

当社は、会社法第427条第1項の規定により会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。

## 第7章 計算

### 第35条（事業年度）

当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎事業年度末日を決算期とする。

### 第36条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎年9月30日および毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。剰余金の配当には利息をつけない。

### 第37条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

### 第38条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

### 第39条（剰余金の配当等の除斥期間）

期末配当金または中間配当金はその支払確定の日から満3年経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。